

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	李 焱
学位の種類	博士(経営学)
学位記番号	国社博甲第270号
学位授与年月日	平成27年9月25日
学位授与の根拠	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第1項
研究科(学府)・専攻名	国際社会科学部 企業システム専攻
学位論文題目	ヘッジ会計の研究 ～利益概念の観点からの検討を中心として～
論文審査委員	主査 横浜国立大学 齋藤 真哉 教授 横浜国立大学 泉 宏之 教授 横浜国立大学 原 俊雄 教授 横浜国立大学 前山 政之 教授 東海大学 松原 沙織 准教授

論文の要旨

会計基準のコンバージェンスが進行しつつある状況下にあるにもかかわらず、企業会計基準委員会による日本会計基準、FASBによる米国会計基準、とIASBによる国際財務報告基準の間に、異なる会計処理を規定している箇所が少なくない。その多くは、相対的に些細な相違であったり、特例が設けられているという程度のものであるが、金融商品の会計処理に関する会計基準について、いまだ大きな相違点が見られる。

なかでも、為替相場の変動や市場金利変動などがますます激しくなってきた金融市場において増加し、多様化、複雑化しつつあるリスクを消滅、管理するために、盛んに利用されているヘッジ会計が、特に大きな相違として存在している。

ヘッジ会計に係る会計処理に関しては、企業会計基準委員会より金融商品会計基準が1989年(最終改正2008年)に公表されている。また、IASBより1998年にIAS No.39が公表されている。さらに、同じくIASBより2014年にIFRS No.9が公表されている。そして、FASBからは1998年にSFAS No.133が公表されている。

金融商品会計基準、SFAS No.133およびIAS No.39は、デリバティブを公正価値で評価し、貸借対照表に資産または負債として計上するという点では一致しているが、ヘッジ会計の処理方法については、三つの基準の間に、その基礎となる考え方において、いまだ大きな隔りがある。すなわち、金融商品会計基準におけるヘッジ会計については、繰延ヘッジを原則としているのに対して、IAS No.39およびSFAS No.133においては、公正価値ヘッジを原則として位置づけていることである。

この相違は、ヘッジ会計における収益認識のタイミングに差異を生じさせる原因となっており、コンバージェンスの観点からも大きな問題とされて然るべきであろう。そして、当該差異は、ヘッジ会計という限定的な範囲内での問題ではなく、会計学の基盤となる利益計算にも影響し、日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準が求められる利益計算の結果にもたらす意義の相違に起因しているように思われる。そして、当該相違は、ヘッジ会計という限定的な範囲内での問題にとどまらず、会計学の重要な目的の一つである利益計算にも影響し、日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準の基盤となる利益概念の相違に起因しているように思われる。

したがって、本論文においては、利益概念の観点からの検討を中心として、ヘッジ会計を巡る諸概念、具体的には、各会計基準の概念フレームワーク、純利益、包括利益、実現概念、取得原価主義会計、資産負債評価等についても言及しつつ、検討を進めることとする。なお、IASBにおいて

検討が進行しているリスク管理のより密接なヘッジ会計についての改訂、ヘッジ会計の将来の方向性についても併せて検討を行う。検討に際しては、古くから会計理論として研究が進められてきた利益計算の二つの計算構造である資産負債利益観と収益費用利益観の思考にも触れながら考察を進め、ヘッジ会計の本質を解明していく。

まず、オーソドックスなヘッジ取引に係るヘッジ会計について、金融商品会計基準は繰延ヘッジを原則としているのに対して、SFAS No.133 と IAS No.39 においては、公正価値ヘッジが原則として位置付けられていることである。ただし、金融商品会計基準においても、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益として反映させることができる場合にのみ、すなわち、現行の会計基準においてはその他有価証券に限られる場合にのみ、公正価値ヘッジが限定的に例外として認められている。

つぎに、予定取引をヘッジ対象とするヘッジ取引に係るヘッジ会計においては、金融商品会計基準がベシス・アジャストメントを、SFAS No.133 と IAS No.39 がノー・ベシス・アジャストメントをそれぞれ採用している（ただし、IAS No.39 は非金融商品についてベシス・アジャストメントを認めている。）という相違点が残されたままである。

さらに、為替予約をヘッジ手段として用いるヘッジ取引に係るヘッジ会計について、日本会計基準は振当処理が経過措置として認めている。一方、米国会計基準においては、日本会計基準と同様に、原則的な会計処理として独立処理を適用するものの、振当処理を否認したうえで、繰延ヘッジの応用である繰延振替処理と称すべき特殊な会計処理を容認する。

最後に、金利スワップをヘッジ手段として用いるヘッジ取引に係るヘッジ会計について、金融商品会計基準においては例外的に特例処理が認められ、SFAS No.133 と IAS No.39 においては原則的なヘッジ会計処理として公正価値ヘッジが適用されるものの、ヘッジ対象が負債である場合には、繰延ヘッジが適用されることになっている。

以上のように各論について検討を行い、そして、その検討の結果を広くヘッジ会計と利益概念との関わりにまで敷衍し、包括利益と純利益という二つの利益概念、その背景にある二つの利益観、および各会計基準におけるヘッジ会計に関する対立軸を集中的に検討し、ヘッジ会計と利益概念の関係を明らかにした。

まず、ヘッジ会計を通じて、日本会計基準はヘッジ会計を適用する際に、繰延ヘッジを原則とし、振当処理と特例処理などの、すべてのヘッジ会計処理は適切な純利益が計算されていることを意図し、実現概念に基づく純利益を維持することが最優先に位置付けられる。日本会計基準は、ヘッジ会計を適用する場合に、資産負債を公正価値で評価することによって計算される包括利益であるかどうかは考慮していない。

また、米国会計基準は公正価値ヘッジを原則会計処理としているので、実現利益の維持よりも公正価値評価を行うことが優先されていると考えられる。予定取引に係るヘッジ取引と金利付債権債務に係るヘッジ取引については、公正価値変動リスクを認識できないため、公正価値ヘッジを適用することが不可能であり、繰延ヘッジを適用する。この場合に初めて米国会計基準は、繰延ヘッジを適用しても、ヘッジ会計を適用しない場合における包括利益の値に影響を及ぼさないという目標が置かれ、その範囲内においてヘッジ会計を設計しているのである。

すなわち、米国会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係を整理するならば、①公正価値評価を優先すること、②ヘッジ会計が包括利益に影響を及ぼさないようにすると同時に、実現主義に基づく純利益を計算すること、の二点が挙げられる。前者が優先適用され、これが適用不可能な場面において初めて、後者が適用されるという関係にあると結論付けられる。このことは、米国会計基準は純利益において実現概念という一貫した性質を維持できていないだけでなく、包括利益についてもヘッジ会計の適用により影響が及ぶ場合と及ばない場合において異なる思考が存在することによる一貫性の欠如が指摘できるのである。

最後に、国際財務報告基準において、国際財務報告基準が包括利益に対する捉え方は基本的に米国会計基準の包括利益の捉え方と同様である。国際財務報告基準はヘッジ対象とヘッジ手段についての評価が資産負債の公正価値評価を最優先し、公正価値ヘッジを原則的な会計処理とする。予定取引や変動金利付債務と変動受取・固定支払金利スワップを締結したケースなどのヘッジ取引について、公正価値ヘッジを適用できない場合、国際財務報告基準は繰延ヘッジを適用するが、ここでも包括利益に影響を及ぼさない前提がある。

国際財務報告基準が米国会計基準と根本的に相違するのは、資本性金融資産への投資についてのヘッジ会計の不適用と、リサイクルの禁止という規定から、国際財務報告基準には厳密な純利益計算理論が存在しない点である。国際財務報告基準は純利益を単に表示項目として捉えているに過ぎず、純利益について一貫した理論がない。強いていえば、純利益の計算を放棄することを図っている。そして、純利益を計算しないことは、純利益においてヘッジ対象とヘッジ手段の損益の認識のタイミングを一致させるというヘッジ会計の目的に照らせば、ヘッジ会計は不要になることを示唆する。それにもかかわらず、ヘッジ会計を未だに棄却できていないことは、公正価値ヘッジを原則的会計処理とすることにより、現物商品等について取得原価評価がなされている現行制度の枠内において、資産負債についての公正価値評価の適用を拡大すること、資産負債の公正価値評価による包括利益の計算を意図すること、そして、予定取引のような契約時に公正価値変動リスクを認識できないヘッジ取引が存在するところにある。

審査結果の要旨

本論文は、会計基準の国際的統一化ないしはコンバージェンスが進展するなか、国際的にその会計処理に相違が残っているヘッジ会計について、その相違の基盤となる会計思考を解明しようとしたものである。

現在、国際会計基準審議会（以下、IASB）を中心として、グローバルな会計基準の統一化が進展している。IASBとアメリカの会計基準開発団体である財務会計基準審議会(以下、FASB)とのあいだでの、ノーウォーク合意（2002年9月）、およびIASBと日本の企業会計基準委員会とのあいだでの東京合意（2007年8月）により、3者の開発する会計基準間の相違は縮小してきている。しかし本論文が検討の対象としているヘッジ会計については、日本の会計基準とアメリカの会計基準、国際財務報告基準（IFRS）のあいだ重要な相違が認められる。

本論文は、ヘッジ会計の処理方法として、繰延ヘッジと公正価値ヘッジを基本的な対立軸として検討し、ヘッジ会計が純利益を意識した処理であることを示し、純利益と包括利益という利益概念の観点から、ヘッジ会計の処理方法の相違を生み出す原因、すなわちそれぞれの会計基準の基盤となっている会計思考を明らかにしようとして試みている。日本の会計基準が繰延ヘッジを原則とし、他2つの会計基準が公正価値ヘッジを原則としているが、必ずしも日本と他の2者と対立ではなく、検討の結果、日本の会計基準は純利益を重視し、アメリカの会計基準は純利益と包括利益をともに重視し、IASBのIFRSは包括利益を重視しているとの仮説を導き出している。なおここにいう包括利益重視とは、公正価値評価を前提として計算される包括利益を指している。

そしてこうした仮説を確認するために、現物商品に係るヘッジ会計、予定取引に係るヘッジ会計、その他有価証券に係るヘッジ会計、外貨建債権債務に係るヘッジ会計、金利付債権債務に係るヘッジ会計を取り上げて、3つの会計基準が要求あるいは許容するヘッジ会計の処理方法が検討されている。それぞれの取引に対する会計処理は、繰延ヘッジと公正価値ヘッジの対立ではなく、他の処理方法も存在しており、それらを総合して検討し、整理することで、上述の仮説は妥当するものと結論付けられている。

なお補論として、最近のヘッジ取引に係る会計処理の国際的な動向についても言及されている。

本論文は、第一に、ヘッジ会計が基本的に純利益の計算を達成するために行われる処理であって包括利益計算に関心が向けられた処理ではないことを明確にし、それを各種ヘッジ取引ごとにおける例外的な会計処理をも含めて検討することで確認している点で、当該テーマにおける研究に対する貢献が認められる。第二に、ヘッジ会計に関する会計基準の相違の理由が、純利益と包括利益の重点の置きようによっていることを、各種のヘッジ取引における原則および例外的会計処理を詳細に検討することにより、一般的な理解ではなく、3つの会計基準の基盤となる会計思考の対立を導いたことは、財務会計、特に会計制度の研究に対する貢献と認められる。

以上から、審査委員一同は、李焱氏の博士学位請求論文「ヘッジ会計の研究～利益概念の観点からの検討を中心として～」が、審査基準①に照らし、博士（経営学）の学位授与に十分値する優れた論文であると判断するものである。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。